

◇大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

- 1 卸売市場法の一部改正に伴い、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に規定する指定飲食料品等の公表等を定めることにしました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(中央卸売市場企画課)